



Photo by Satoshi Shigeta



ひろがる京の木整備事業 (住宅タイプ)



Photo by Daijiro Okada

補助金の概要

住宅の新築、増改築、修繕、内装工事における京都府産木材(※)、北山丸太、京銘竹の利用を支援します。

※ 京都府産木材とは、京都府産木材認証制度に基づき、認証機関((一社)京都府木材組合連合会)がウッドマイレージCO₂京都の木認証書を発行した木材(「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」木材)又は京都の木証明書を発行した木材(「京都の木証明」木材)です。

交付対象者

- ・緑の工務店(府に緑の事業体の登録が必要(京都府内・府外問わず登録可能))
 - ・特定事業者(建設業許可を有しない事業者が、建設業許可が不要な工事を行う場合)
- 〔条件:木材の加工流通業者と京都府産木材の購入について連携(ジョイント)を行っていること〕

交付対象建築物

- ・京都府内・府外の住宅〔条件:建築等の工事期間中に京都府産木材のPRを行っていること〕

補助率等

- ・京都府産木材、北山丸太製品、京銘竹製品の購入費に補助率を乗じた額の合計

対象木材	補助率(補助金の上限)
「京都の木証明」木材(※1)	10% (上限6万円/m ³)
「ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証」木材(※2)	15% (上限9万円/m ³)
北山丸太製品、京銘竹製品	50% (上限4万円)

※1 「京都の木証明」木材の条件

京都府産木材の生産・加工・流通の全てを、取扱事業者又は認証機関登録事業者が行っていること

※2 「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」木材の条件

京都府産木材の生産・加工・流通の全てを、取扱事業者が行っていること

取扱事業者

京都府産木材の生産、加工、又は流通を行う府内の事業者(府が認定)

認証機関登録事業者

京都府産木材の生産、加工、又は流通を行う府外の事業者(認証機関が認定登録)

お申し込み

- ・建築物の所在地が府内の場合は、管轄する京都府広域振興局(京都市、長岡京市、向日市、大山崎町の場合は京都府京都林務事務所)に申込書を提出してください。
- ・建築物の所在地が府外の場合は、京都府農林水産部林業振興課に申込書を提出してください。

〔交付申請は、申込書(変更申込書を含む)を受け付けた日から2ヶ月を経過した日以降で、京都府産木材に係る工事完了後1年以内。〕

令和3年度事業の受付期間

【申込書受付】

令和3年6月1日～12月28日

令和4年2月1日～3月末日

【交付申請書受付】

令和3年8月1日～令和4年2月末日

〔予算の都合により、期間内でも受付を終了する場合がありますのでご注意ください〕

事業の詳細・様式

事業の詳細、様式のダウンロードは府ホームページまで

ひろがる京の木整備事業 住宅タイプ 検索



京都府丹後広域振興局 (0772-62-4306)

京都府南丹広域振興局 (0771-22-1017)

京都府京都林務事務所 (075-451-5724)

京都府中丹広域振興局 (0773-62-2586)

京都府山城広域振興局 (0774-21-3450)

京都府農林水産部林業振興課 (075-414-5011)